



病状説明や退院に向けて の説明について



当院では、医師及び医療従事者の負担軽減及び処遇改善のため様々な取り組みを行っております。

【業務協力・分担】

- ・医師及び医療従事者の負担軽減に関する委員会の開催
- ・看護師による静脈内注射の実施
- ・助産師外来の設置
- ・検査の説明と相談
- ・臨床検査技師による病棟採血 等

【地域医療連携】

- ・地域連携バスの導入
- ・逆紹介の推進
- ・地域医療連携推進の取り組み 等

【医師事務作業補助者の導入】

- ・診断書作成、外来での補助業務 等

【特定看護師の導入】

- ・特定の診療行為を医師の代わりに行う

【処遇改善】

- ・交代勤務体制の導入
- ・当直翌日の業務に対する配慮
- ・院内保育園の設置
- ・ワークライフバランスの促進 等

(患者さん・ご家族の方へのお願い)

医療従事者の過重労働による肉体的・精神的健康被害が問題視されており、政府では「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議)において、長時間労働の実態を踏まえた労働環境改善に向けた検討が進められております。

当院では医療従事者の健全な労働環境が、質の高い医療を提供するために重要であると考えております。患者さんやご家族の皆様には、以下についてご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 病状の説明や退院に向けての説明は原則勤務時間内に行います。

これまで、上記説明については、ご家族の希望を優先させていただいてきましたが、夕方以降の夜間になることが多く、このことが慢性的な超過勤務の一因となっています。同じ説明やご相談は可能な限り複数回行わない設定とさせていただきます。ただし、説明した内容が十分にご理解いただけない場合等は、ご遠慮なくご質問下さい。

2. 土日、祝日、平日夜間は当直・当番医師が主治医に代わり責任をもって対応します。

必要に応じて受持ち医や主治医と連絡をとりながら適切に診療をおこないます。本院の救急外来は主に救急集中治療部や病院全体の医師が交替で対応しており、必ずしも専門的な診察が行えない場合があります。病状に変化がある場合や心配なときは極力通常の診察時間内での受診をお願いします。

※緊急時の病状説明など、やむを得ない事情がある場合には、医師と相談のうえ、説明時間帯を調整させていただきます。

令和2年 4月 病院長